福島復興に向けた取組

1. 福島復興に係る政府の体制
2. 福島復興に向けた取組（全体像）
3. 避難指示区域の復興
4. 帰還に向けた環境整備
5. 事業再開支援・新産業の創出
6. 福島12市町村将来像
7. 風評被害対策・放射線リスクコミュニケーション
8. 広域インフラの整備
9. 福島復興関連制度・政府方針

平成３０年４月

復興庁
Reconstruction Agency

新たなステージ　復興・創生へ

1. 福島復興に係る政府の体制

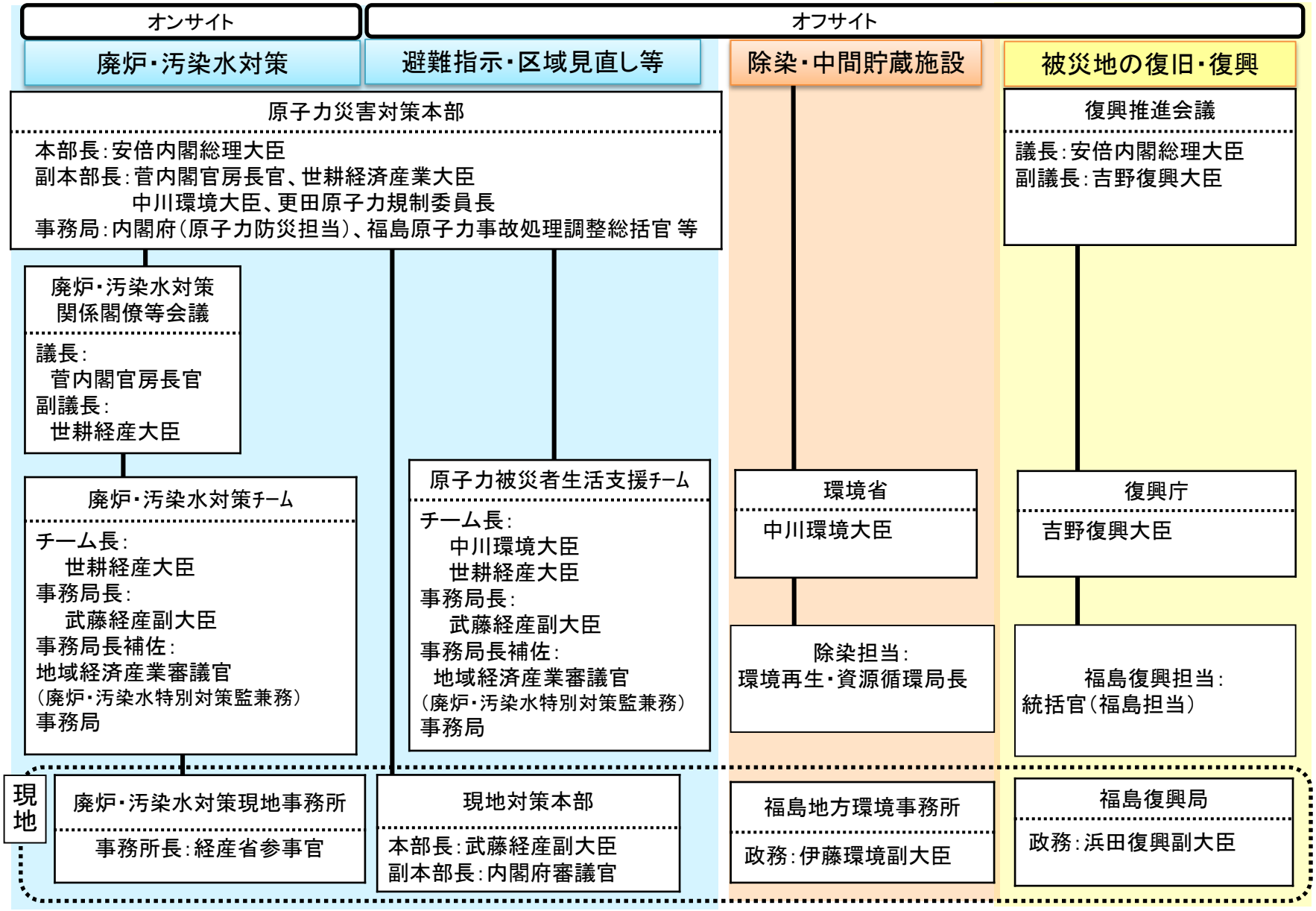

2．福島復興に向けた取組（全体像）①

帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。本格的な復興のステージへ

(1) 避難指示解除区域における生活環境整備

- 住まい：復興公営住宅（計画戸数4,890戸うち4,707戸完成）、
  帰還者向け災害公営住宅（計画戸数319戸うち203戸完成）
- 医療：医療機関の再開、
  福島県ふたば医療センター附属病院の開院（平成30年4月）
- 介護：担い手の確保、介護施設等の再開と運営支援
- 教育：小中学校再開（5市町村再開済、平成30年度5町村再開予定）
  高校新規開校（ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済）
- 買い物：公設民営施設の整備、事業再開支援

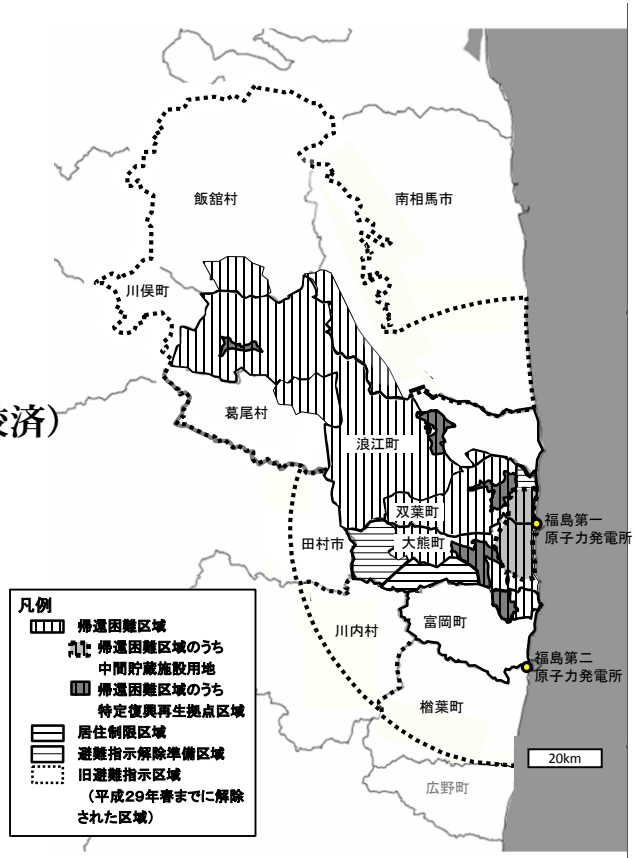

(2) 帰還困難区域の復興・再生

- 帰還困難区域について各自治体が作成する特定復興再生拠点の
  整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進
  双葉町（平成29年9月15日認定）、大熊町（平成29年11月10日認定）、
  浪江町（平成29年12月22日認定）、富岡町（平成30年3月9日認定）

(3) 中間貯蔵施設の整備

- 予定地全体のうち、5割以上の用地を契約済み　・除去土壌の貯蔵を開始（平成29年）
- 平成30年度は180万㎥程度、平成31年度は400万㎥程度（累計650万㎥程度）の輸送を目指す
- 平成32年には、身近な場所から仮置場をなくすことを目指す

2．福島復興に向けた取組（全体像）②

（4）産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

- 「福島相双復興官民合同チーム」による約5,000の商工業者及び約1,200の農業者への個別訪問等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施
  - 事業再建：設備投資、人材確保、販路開拓等の支援
  - 営農再開：農業技術の指導、6次産業化、販路開拓等の支援
- 「福島イノベーション・コースト構想」の推進
  - 浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す
    - ✓ 廃炉やロボットに関する研究開発拠点の整備、ロボットや農林水産業等の分野における研究開発の推進
    - ✓ 企業誘致等による産業集積の促進、拠点周辺の生活環境の整備
    - ✓ 県内の小中学校、高校における人材育成、大学の教育研究活動への支援　等
  - 関係閣僚会議（平成29年7月28日）、推進分科会（平成29年11月27日）を開催し、推進体制を強化

（5）風評被害対策

- 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（平成29年12月12日）」「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の策定

  Ⅰ「知ってもらう」、Ⅱ「食べてもらう」、Ⅲ「来てもらう」の3つの視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示

  テレビやインターネット等複数の媒体を使うメディアミックスによる情報発信、放射線に関する副読本の改訂・普及、輸入規制緩和・撤廃に向けた外交ルート等や草の根からの働きかけ、福島県を訪ねてもらい復興に正面から向き合う人に会ってもらうことで被災地に理解を深める「ホープツーリズム」の推進等を位置付け

被災地産品の利用促進

リスクコミュニケーションの実施

3. 避難指示区域の復興
① 避難指示区域の指定・区域見直しの経緯

1. 平成23年3月　事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
2. 平成23年4月
   - 警戒区域（福島第一から半径20km）
     【原則立入禁止、宿泊禁止】
   - 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
     【立入可、宿泊原則禁止】
   - 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
     【避難の準備、立入可、宿泊可】
3. 平成23年9月　緊急時避難準備区域の解除
4. 平成23年12月　冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

「冷温停止状態」の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施
   - 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
     【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
   - 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
     【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
   - 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
     【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了（各市町村で、地区毎に住民説明会を実施（約200回））

平成23年4月時点の空間線量から推定した積算線量の分布

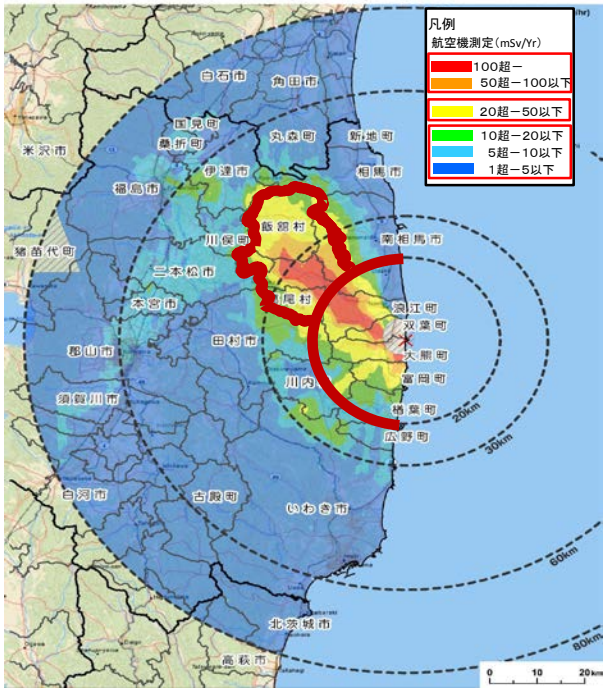

平成23年4月22日時点（事故直後の区域設定が完了）

平成25年8月（区域見直しの完了時点）

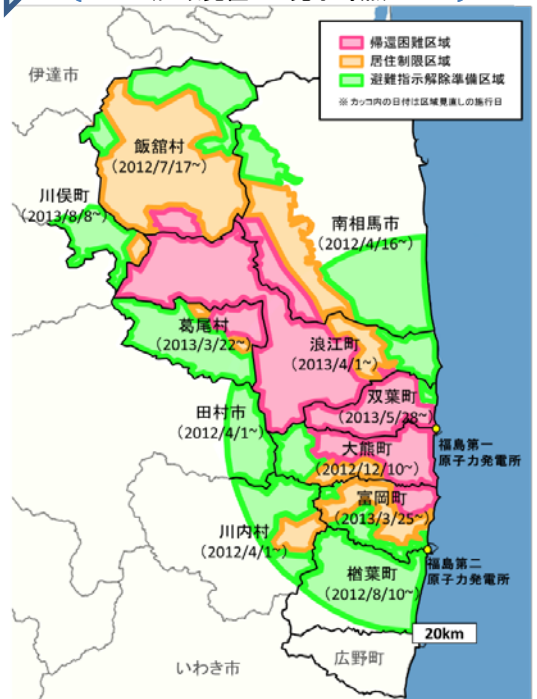

3．避難指示区域の復興
（参考）空間線量から推定した年間積算線量の推移

○ 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約74%減少。

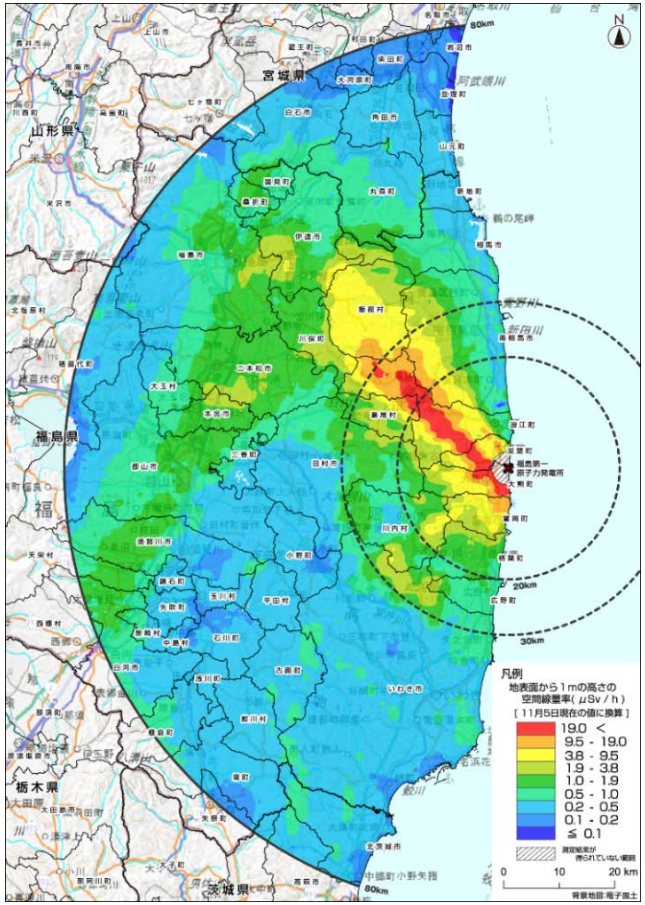

平成23年11月5日時点の線量分布

約74%減※

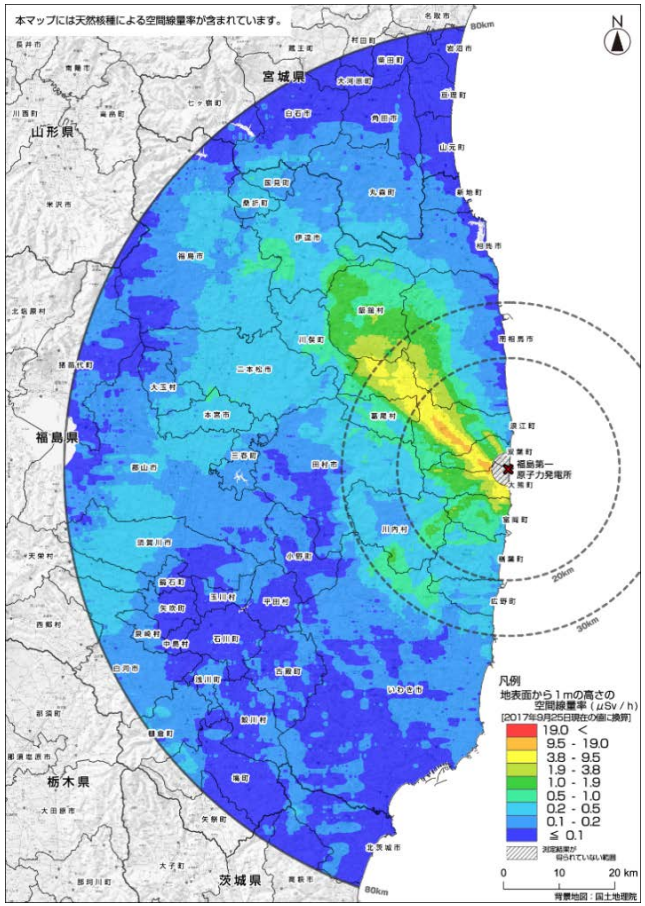

平成29年9月25日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。
出典：原子力規制委員会 「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について

3. 避難指示区域の復興
② 避難者数・避難指示解除の状況

東日本大震災による福島県全体の避難者
約5．0万人
（平成30年2月時点）

※ピーク時（平成24年6月）は約16．4万人

避難指示区域からの避難対象者
約2．4万人
7市町村

※避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8．1万人

- 帰還困難区域 約2．4万人
  - 平成24年3月時点で放射線量が50mSv/yを超える区域（原則立入禁止、宿泊禁止）
- 居住制限区域 約360人
  - 平成24年3月時点で放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域（立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止）
- 避難指示解除準備区域 約260人
  - 平成24年3月時点で放射線量が20mSv/y以下の区域（立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止）

【最近の避難指示解除の状況】

（1）田村市：平成26年4月1日　避難指示解除準備区域を解除

（2）楢葉町：平成27年9月5日　避難指示解除準備区域を解除

（3）葛尾村：平成28年6月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
川内村：平成28年6月14日　避難指示解除準備区域を解除
(平成26年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し)
南相馬市:平成28年7月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（4）飯舘村：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（5）川俣町：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（6）浪江町：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
富岡町：平成29年4月1日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

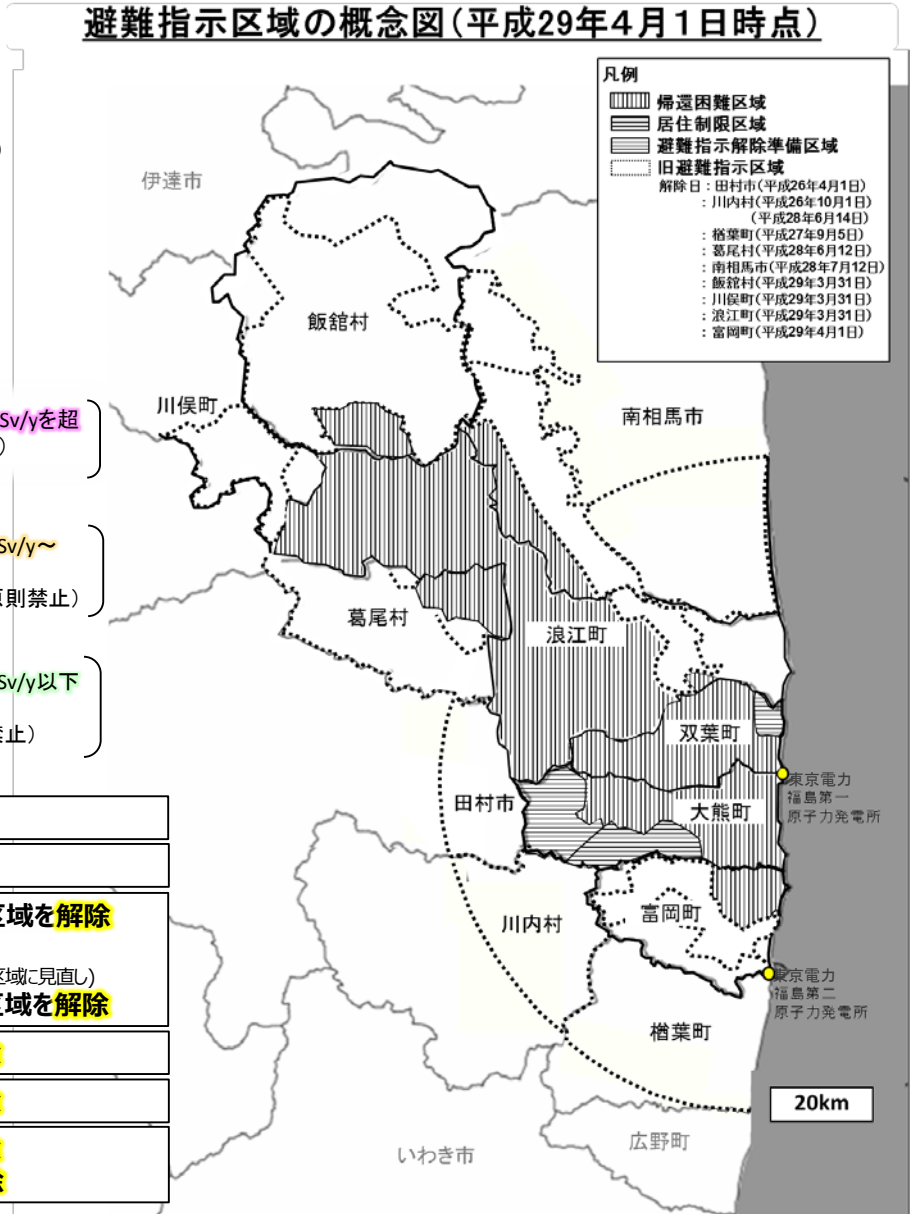

（備考）・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（第1736報：平成30年3月5日）による。
・避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報（平成29年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計
※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。

3．避難指示区域の復興
③　避難指示解除の要件

○避難指示解除の3要件（原子力災害対策本部決定　平成23年12月）

①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること

②日常生活に必須なインフラ（電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民との協議

○ 避難指示の解除＝復興の本格化

「楢葉町住民懇談会資料」（平成27年6月）抜粋

- ○ **避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置**です。
  この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- ○ **避難指示の解除**は、**「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にする**ものです。
- ○ ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって**帰還を強制されるものではありません**。
- ○ また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。
  国としては、**避難指示の解除後も**、政府一丸となって、**楢葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開**してまいります。

3．避難指示区域の復興
④　特定復興再生拠点区域の整備

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
  既に**４町（双葉、大熊、浪江、富岡）の計画を内閣総理大臣が認定済み**。
- 町村、県、国が一体となった**「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進**。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（平成２９年９月１５日認定）

・区域面積：約555ha
・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
ＪＲ常磐線双葉駅周辺の一部区域
平成34年春頃まで：
特定復興再生拠点区域全域

大熊町（平成２９年１１月１０日認定）

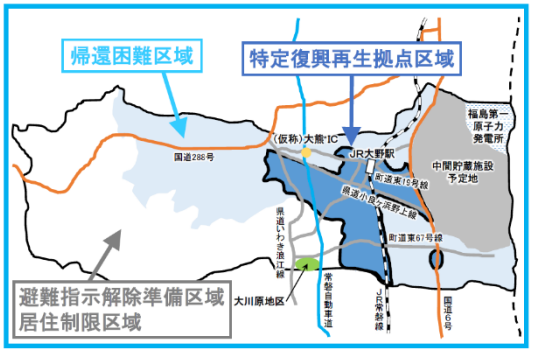

・区域面積：約860ha
・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
ＪＲ常磐線大野駅周辺等の一部区域
平成34年春頃まで：
特定復興再生拠点区域全域

浪江町（平成２９年１２月２２日認定）

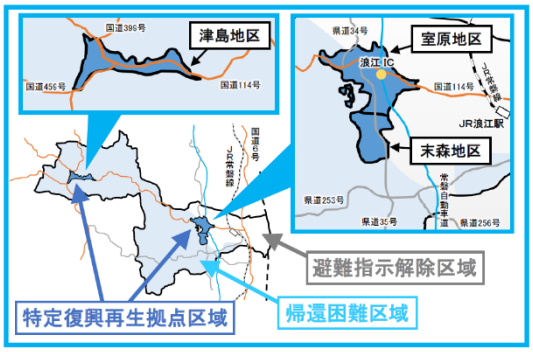

・区域面積：約661ha
・避難指示解除の目標
平成35年３月（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

富岡町（平成３０年３月９日認定）

・区域面積：約390ha
・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：
ＪＲ常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
平成35年春頃まで：
特定復興再生拠点区域全域

※　飯舘村の計画申請を受理。（平成30年3月27日申請）
※　葛尾村の計画策定を支援。

3．避難指示区域の復興
⑤　原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向等の把握）

○ 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。

○ 福島県内の12市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

※平成29年度は、大熊町・双葉町・富岡町・浪江町・川俣町・葛尾村・楢葉町で実施。

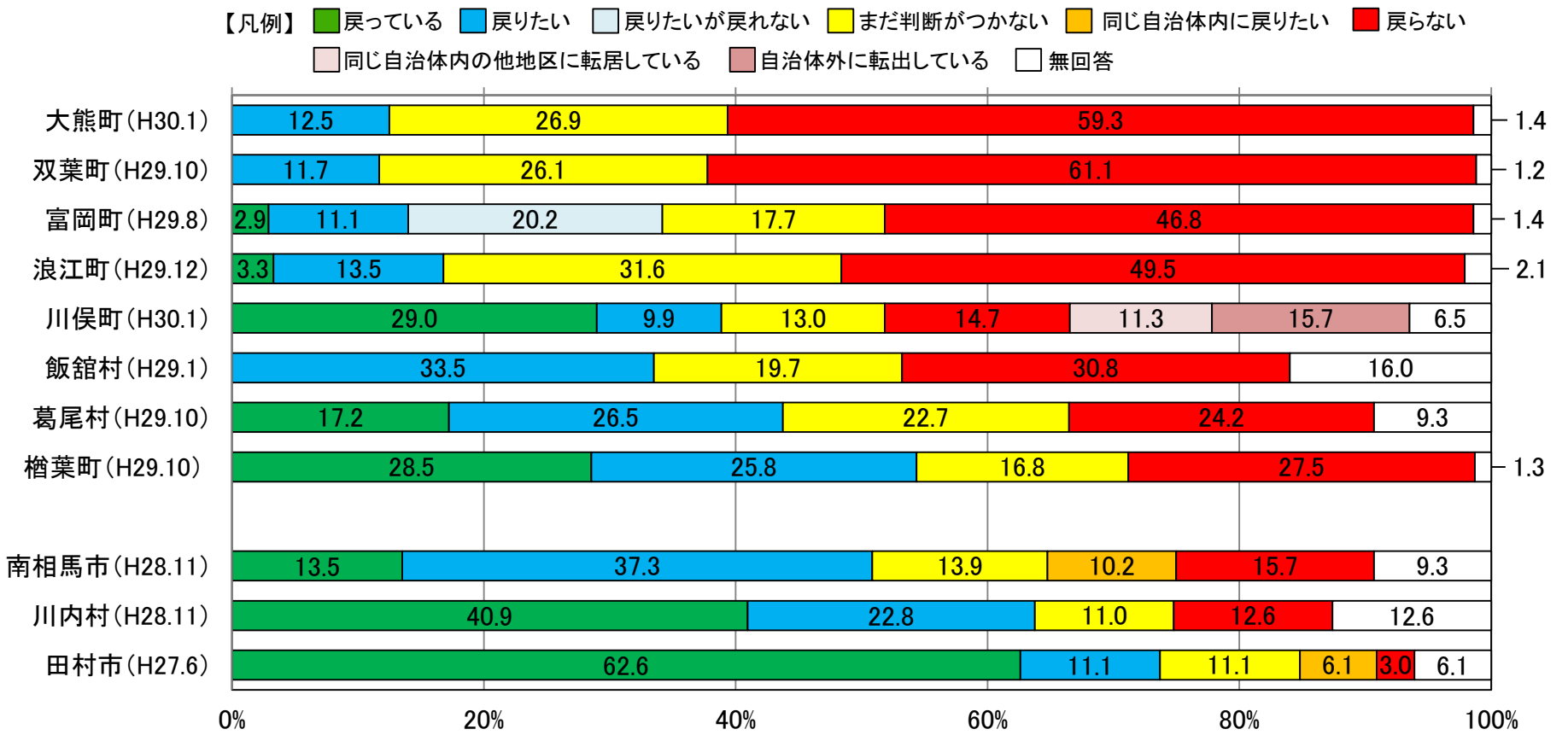

※「平成29年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（平成30年3月6日復興庁公表）を基に作成。（H29年度未実施の飯舘村・南相馬市・川内村はH28年度結果、田村市はH27年度結果）

※（　）内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

4．帰還に向けた環境整備
①　除染の進捗状況

○　平成30年３月に、帰還困難区域を除き、８県100市町村の全てで面的除染が完了。
（帰還困難区域については、今後、特定復興再生拠点区域の整備の中で対応。）

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞

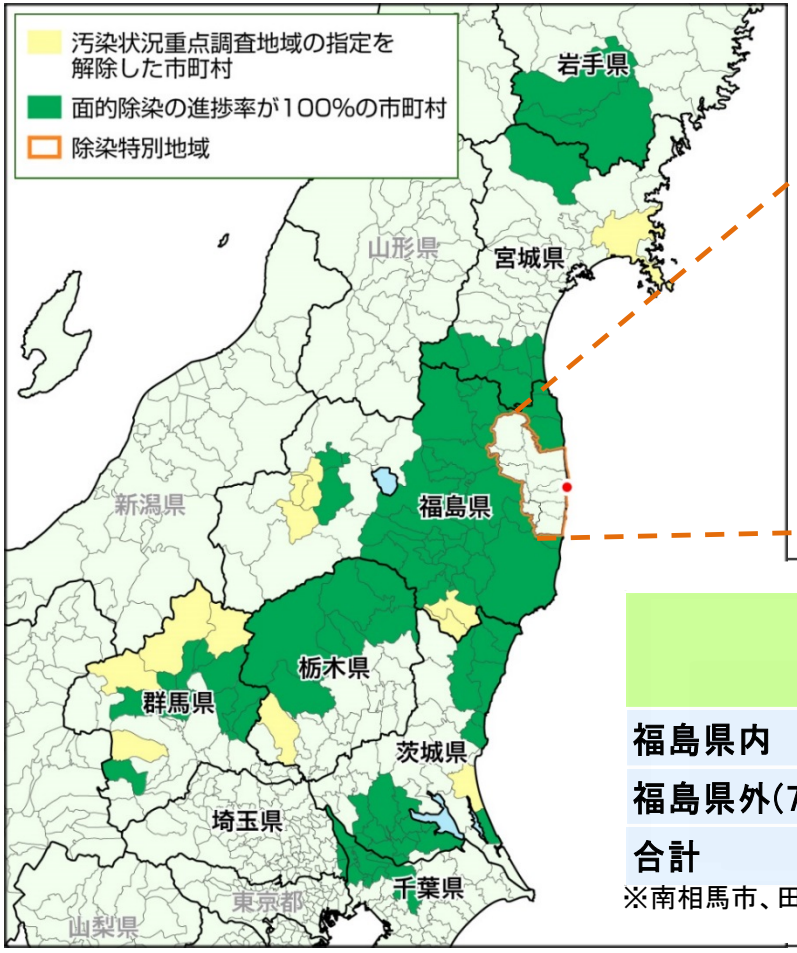

＜除染特別地域（国直轄除染）＞

→平成29年3月に面的除染完了

	面的除染完了市町村		
		除染特別地域	汚染状況重点調査地域
福島県内	43	11	36
福島県外(7県)	57	－	57
合計	100	平成29年3月に完了	平成30年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

4. 帰還に向けた環境整備
② 中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設とは

○福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
○現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難
○最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要

中間貯蔵施設の面積等

○面積　約1,600ha（大熊町：1,100ha、双葉町：500ha）うち、公有地　約330ha
○福島県内の除去土壌などの発生量は、約1,600万㎥と推計（H30.3時点）

当面5年間の見通し（環境省・平成28年3月27日公表）

○復興・創生期間の最終年である平成32年度までに累計最大1,250万㎥程度を搬入できる見通し。
○平成31年度までに累計650万㎥程度の除去土壌等を輸送し、平成32年に身近な場所から仮置場をなくすことを目指す

事業の進捗状況

（用地）　地権者数2,360人（登記記録ベース）　契約済み約844ha：予定地全体の約52.8%（契約実績1,380件）（H30.2時点）
（施設）　受入・分別施設、土壌貯蔵施設：平成29年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働
　　減容化施設：平成29年12月に大熊町で仮設焼却施設が稼働
（輸送）　平成27年度～29年度の3年間で約71万㎥を輸送（H30.2時点）し、52市町村のうち21市町村からの搬出を完了

平成30年度中間貯蔵施設事業の方針

○180万㎥程度を輸送予定（学校等に保管されている除去土壌等を優先的に輸送）
○受入・分別施設及び土壌貯蔵施設においては、現在整備中のものの早期稼働に取り組みつつ、平成31年度の輸送量（できる限り400万㎥を目指す）に必要な施設を着工
○大熊町で整備した仮設焼却施設を安全に稼働しつつ有効に活用
　双葉町で仮設焼却施設及び灰処理施設を平成31年度の稼働に向けて整備
○廃棄物貯蔵施設を平成31年度内の稼働に向けて整備。それまでの間に必要な焼却灰保管場の確保

4．帰還に向けた環境整備
③　中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置【平成26年度補正予算　1，000億円】

総額３，０１０億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金　１，５００億円
【環境省】

・８５０億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。残りの６５０億円は県に交付。
・８５０億円の内訳は、大熊町４６１億円、双葉町３８９億円（※）。
※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金１，０００億円
【復興庁】

・全額を県が造成する基金に交付。

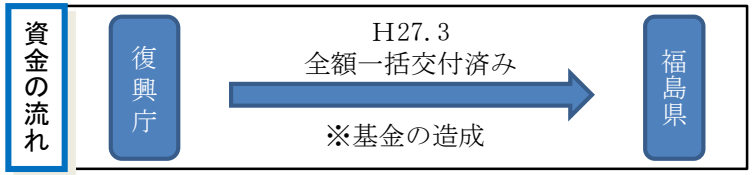

○福島特定原子力施設地域振興交付金　５１０億円
【経済産業省】

・今回の措置による増額分５１０億円。
（１７億円×３０年間）
・増額分は全て県に交付。

事業内容

１．被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業（12市町村を対象）

・避難地域復興拠点推進事業（道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成　等）

２．原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業（県全域を対象）

・県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
・介護支援ロボットを導入する施設への補助
・住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助　等

３．原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業（県全域を対象）

・県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
・小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助　等

４．その他

１～３に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業（県全域を対象）

・応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
・12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業　等

4. 帰還に向けた環境整備

④ 福島再生加速化交付金【平成30年度予算　828億円（平成29年度予算　807億円）】

事業概要・目的

○ 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

○ 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ

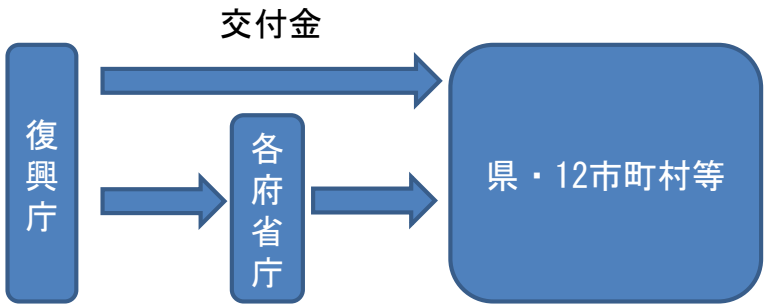

事業イメージ・具体例

（1）対象区域

避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

（2）福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 （復興拠点、災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ○営農・商工業再開に向けた環境整備 （農地・農業用施設、産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 （復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援 （コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 （遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 （プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援

4. 帰還に向けた環境整備
⑤ 長期避難者への生活支援

○ 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
○ 計画戸数4，890戸のうち平成29年度末までに4，707戸が完成。
（平成30年度末までに4，767戸の完成を予定、123戸保留中）
○ 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））を活用。

○各受入市町村における整備計画戸数

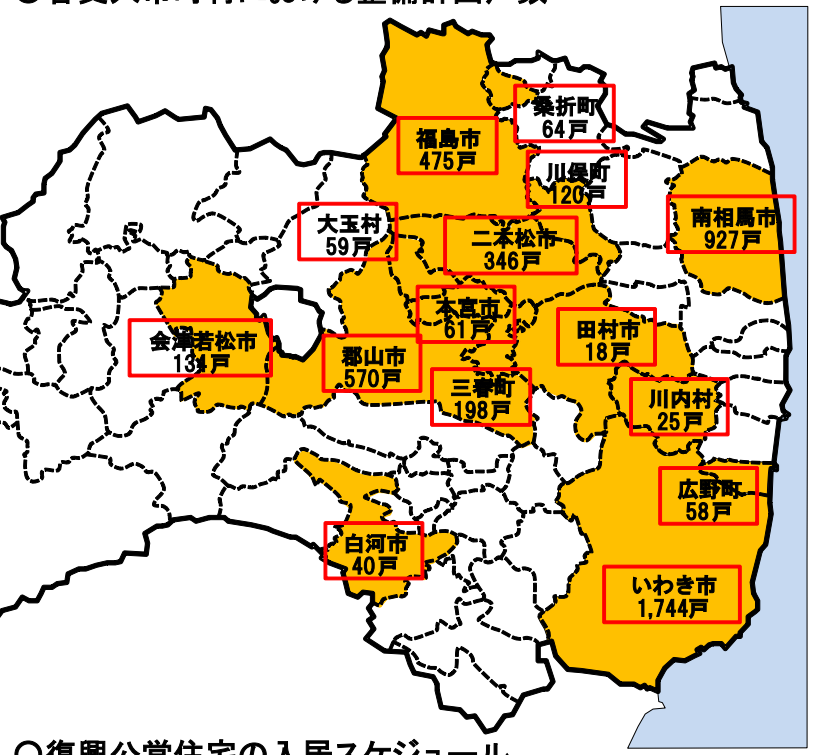

○復興公営住宅の入居スケジュール

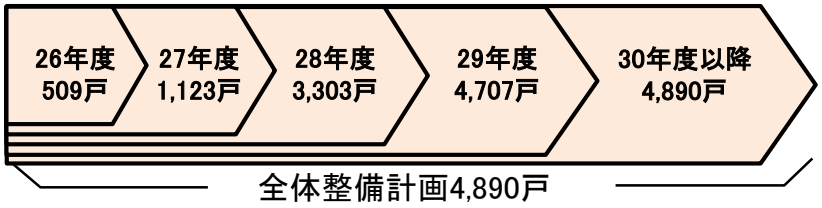

○コミュニティ復活交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備

飯舘村復興公営住宅「飯野町団地」

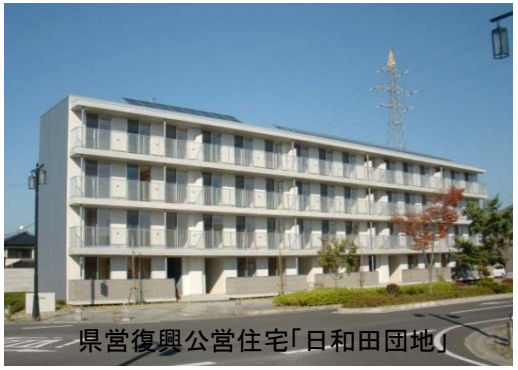
県営復興公営住宅「日和田団地」

道路の整備

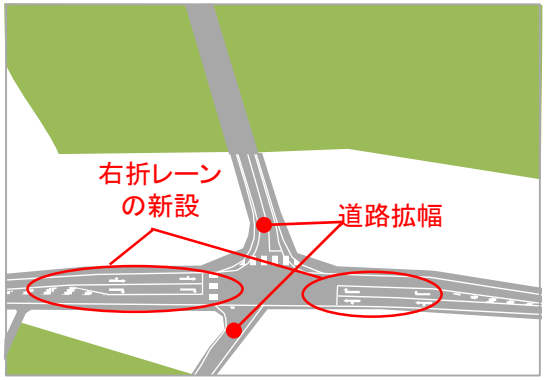

コミュニティ交流員の配置

（郡山市八山田団地におけるお茶会の様子）

4. 帰還に向けた環境整備
⑥ 子どもの運動機会の確保等

○「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施

○特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子どもの肥満傾向の解消や運動能力の向上を図るとともに、子育て世帯の帰還を促進している。

更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。

にぎわう屋外遊び場　ウィリアム王子訪問(27年2月)　プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計17回の配分により以下の事業を採択

○遊具の更新643箇所
○運動施設の整備56施設(屋内施設25施設、屋外施設31施設)
○運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
○子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html

4. 帰還に向けた環境整備
⑦ 福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

○ 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
○ 仮置場や最終処分場の確保が困難
○ 空間線量0.23μSv/hを下回る地域は除染事業の対象外
⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

○平成28年９月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
・市町村が最終処分場や仮置場を確保
・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）

(１)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
(２)対象要件等
・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
・最終処分場又は仮置場が確保
・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
・一地区、一回限り。
(３)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等
(４)交付額
１／２（従前の維持管理活動に係る費用を控除）
地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置
交付省庁は復興庁。

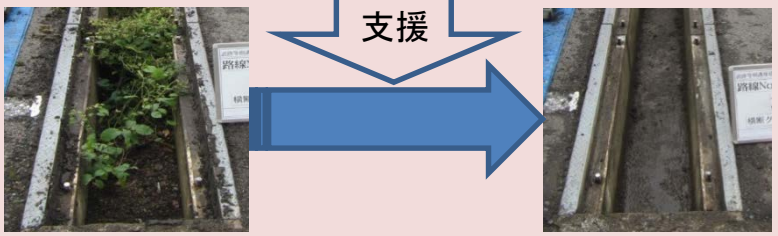

（施工前）　（施工後）

事業実施自治体（平成28～30年度）

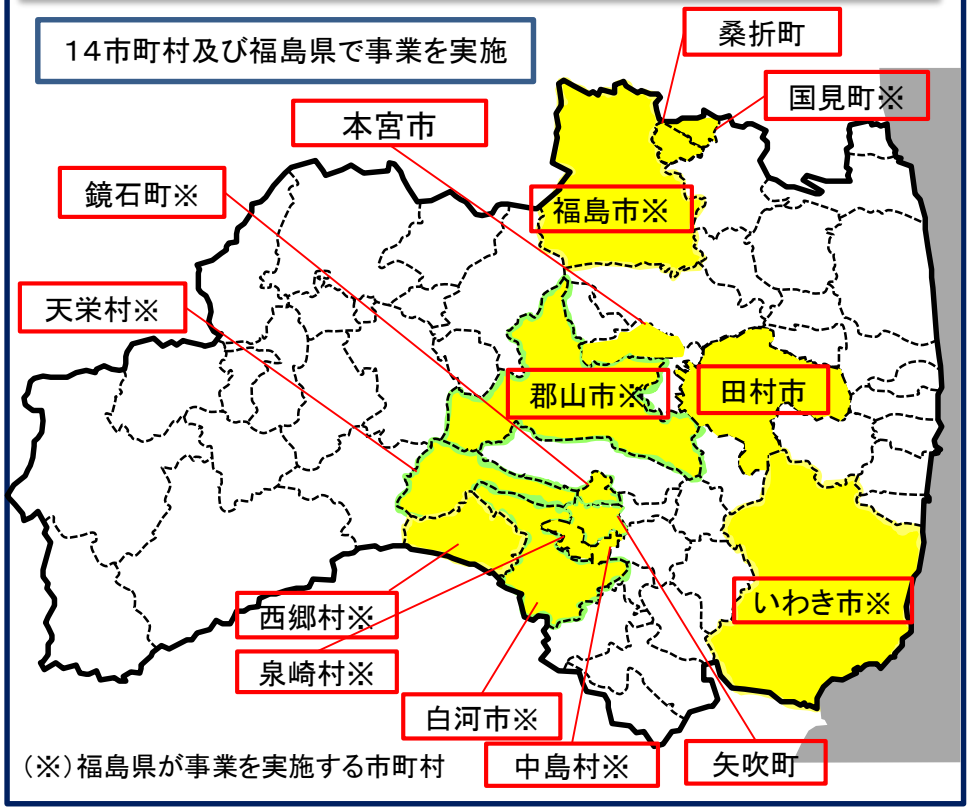

4. 帰還に向けた環境整備
⑧ 里山再生モデル事業

1. 事業概要・イメージ

○ 復興庁、農林水産省、環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。
○ モデル地区において、各種事業を組み合わせて実施。
○ 里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映。

里山再生モデル事業 イメージ

実施状況

飯舘村：村民森あいの沢周辺

○イベント広場(堆積物除去)

○自然観察園（スギ、アカマツ等の間伐）

葛尾村：村営住宅団地周辺

○歩道周辺（堆積物除去）

○村有林区域（ヒノキ林等の間伐）

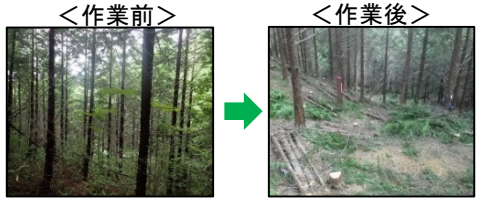

2. モデル地区選定状況

○現在まで14地区を選定。
▼第1回選定（平成28年9月6日）
川俣町（第二親子の森）、広野町（Jヴィレッジスタジアム周辺）、川内村（かわうち保育園周辺）、葛尾村（村営住宅団地周辺）
▼第2回選定（平成28年12月22日）
相馬市（玉野集落周辺）、二本松市（観音丘陵遊歩道周辺）、伊達市（雨乞山）、富岡町（グリーンフィールド富岡周辺）、浪江町（立野地区）、飯舘村（村民の森あいの沢周辺）
▼第3回選定（平成30年3月2日）
田村市（五十人山）、南相馬市（国見山森林公園）、楢葉町（楢葉まなび館周辺）、大熊町（頭森公園周辺）

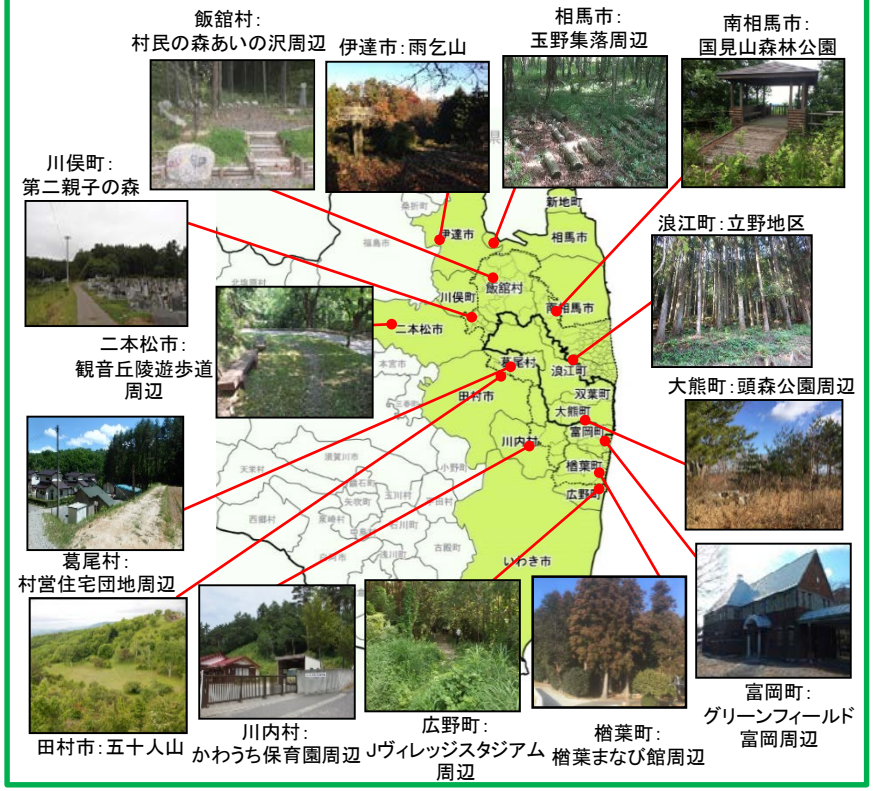

4．帰還に向けた環境整備

⑨　福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【平成30年度予算　150億円】
（平成29年度予算　181億円）

復興庁 Reconstruction Agency 新たなステージ　復興・創生へ

事業概要・目的

○　福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施

○　原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災１２市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※　対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。

・公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。

・公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。

など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療 所への専門医師の定期的な派遣を委託。

★ 地域のコミュニティの維持

・市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。

・避難者の交流事業

双葉地域８町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。

など

③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制等

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・避難区域内の除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。

・防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。

★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。

など

5. 事業再開支援・新産業の創出
① 福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢275人（平成30年4月2日現在。このうち国の職員は56人。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,000の商工業者及び約1,200の農業者を個別訪問するなど、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。
- 国職員の持つ知見を活用した持続的な業務遂行、チーム内の意思決定プロセスの統合や情報基盤の統一が課題であったため、福島特措法改正により、チームの中核である相双機構に国職員を派遣できることとし、平成29年7月より体制を強化。

＜官民合同チームの体制＞

官民協議会（原災本部長決定により設置）

・原子力災害現地対策本部長
・福島県副知事
・公益社団法人福島相双復興推進機構理事長
【事務局】
・原子力災害現地対策本部事務局長

【関係者（オブザーバー）】
・福島復興再生総局事務局長
・経済産業省東北経済産業局長
・農林水産省東北農政局長
・(独)中小企業基盤整備機構理事　等

（H27/8/24官民協議会）

（意見等）
・原子力被災12市町村
・福島県各経済団体　等

旧・官民合同チーム

国 / 福島県 / (公社)福島相双復興推進機構
総務調整グループ
地域・生活支援グループ
企画グループ
事業者支援グループ
営農再開グループ

新・官民合同チーム

(公社)福島相双復興推進機構
国 / 福島県
総務調整グループ / 企画グループ
地域・生活支援グループ / 事業者支援グループ
営農再開グループ

5. 事業再開支援・新産業の創出
②　福島イノベーション・コースト構想

○福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指し、平成26年6月、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。

○構想をより一層推進するため、先般の福島特措法の改正により、構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定。

○昨年7月に関係閣僚会議を、昨年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会を開催。

○分科会の議論等を踏まえ、本年3月、福島県から、構想を位置付けた重点推進計画の認定申請が行われ、国において認定手続中。

＜推進体制＞

国

福島イノベーション・コースト構想
関係閣僚会議

メンバー：
・共同議長＝復興大臣、経済産業大臣
・メンバー＝総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：
・関係省庁による具体的な連携の構築

国＋地元

福島イノベーション・コースト構想
推進分科会
（※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：
・共同議長＝内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣、福島県知事
・メンバー＝外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：
・関係省庁、県等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

＜主な取組事項＞

①廃炉国際共同研究センター・国際共同研究棟

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成等を実施

【富岡町】

②楢葉遠隔技術開発センター

実規模のモックアップ施設を利用した廃炉に関するロボットの実証試験等を実施

【楢葉町】

③福島ロボットテストフィールド

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を実施

【南相馬市】
【浪江町】

6. 福島12市町村将来像

① 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言（平成27年7月）及びそのフォローアップ

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会

○ 復興大臣の下、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を取りまとめ（平成27年7月）

○ 提言に記載された**主要個別項目の状況を国、福島県等から報告を受け、実現に向けた助言を行う**

【委　員】

◎	大西　隆	豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長
○	家田　仁	政策研究大学院大学　教授
	内堀　雅雄	福島県知事
	大山 健太郎	アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長
	高島　宏平	オイシックス（株）代表取締役社長
	中村　良平	岡山大学大学院社会文化科学研究科・経済学部 教授
	松永　桂子	大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
	山名　元	原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長

（◎：座長、○：座長代理）
※役職は提言取りまとめ時点のもの

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言（概要）

1．30～40年後の地域の姿
- 空間線量については、物理減衰のみで相当程度低減
- 復興の進捗によっては震災前の人口見通しを上回る可能性
- 世界に発信する福島型の地域再生

2．2020年に向けた具体的な課題と取組　**主要個別項目**
- **(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出**
- **(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護**
- **(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり**
- **(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携**
- **(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興**

3．その他
- 福島の復興・再生は国の責務と明記。
- 発災から10年後の福島の復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題と付記
- 「**今後、国、県その他関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化・実現に向けて速やかに取組み、そのための取組体制の構築を検討すべき**」と、フォローアップ体制構築の必要性を提言

助言　報告

福島12市町村将来像提言フォローアップ会議

○ 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」の**主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理（フォローアップ）を行う**

○ **工程表等を取りまとめ、有識者検討会に報告する**

【構　成】

共同議長	復興庁統括官、福島県副知事
アドバイザー	有識者（必要に応じ参加）
メンバー	復興庁、関係省庁 福島県庁 12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
説明者	個別項目の検討・実施主体（関係省庁、福島県庁関係部局等）
共同事務局	復興庁、福島県

6. 福島12市町村将来像
（参考）福島12市町村将来像実現ロードマップ2020 改訂版（概要）

○福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年７月、**30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。**

○提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、復興庁、関係省庁、福島県、12市町村等が参加する「福島12市町村将来像有識者提言フォローアップ会議」（事務局は復興庁及び福島県）を開催し、平成28年５月に福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を策定。**平成29年6月**に、**福島12市町村将来像実現ロードマップ2020改訂版を策定。**

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出	(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり	(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
・新産業の創出と事業・生業の再建 ・基幹産業である農林水産業の再生	・医療の充実による安全・安心の確保 ・高齢者の介護の充実等	・地域の復興人材を育む先進的な教育の推進 ・中核的な人材の育成	・広域インフラ整備 ・まちづくり ・広域連携	・観光振興 ・風評・風化対策 ・文化芸術の振興 ・スポーツ振興

主要個別項目への取組（２２項目）

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出	(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり	(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
1．イノベーション・コースト構想の実現 ・2018年度からロボットテストフィールドを供用開始予定 ・拠点を核とした産業集積及び周辺環境整備の課題に係る検討会を開催し、議論の整理を取りまとめ 2．官民合同チームの取組等 ・官民合同チームの取組等を通じた事業・生業の再建や農業の再生の支援 ・官民合同チームの体制強化 3．被災企業等への支援 ・被災地企業の販路開拓等を支援するとともに、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を推進 4．福島フードファンクラブ（FFF）等の取組 ・福島フードファンクラブの設立等	5．二次医療体制の確保を含めた取組 ・双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会を開催し、医療等提供体制の方向性と対応策を検討 6．ICT活用による地域医療ネットワークの構築 ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進 7．地域包括ケアの実現に向けた検討 ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援	復興人材を育む、先進的な教育の推進 8．小中学校再開のための環境整備等 9．ふたば未来学園での先進教育 ・2019年度から併設型 中高一貫教育を実践予定 10．ICT教育コーディネーター 新産業構造化の地域に根差した、中核的な人材育成 11．小高産業技術高校での「産業革新科」の新設 ・2017年に開校、イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成 12．産業人材育成の検討	13．幹線道路の整備 ・平成30年代前半にふくしま復興再生道路を整備予定 14．JR常磐線の早期の全線開通 ・2019年度末にJR常磐線の全線運用開始予定 15．復興拠点等の整備 ・復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進 16．地域公共交通の構築に向けた検討 ・法定協議会を立ち上げ、今後地域公共交通網形成計画の検討、策定予定 17．その他広域連携の取組 ・避難12市町村広域連携検討会等を開催	18．観光振興・交流人口の拡大 19．風評・風化対策の強化 20．文化芸術の振興 ・「地域のたから」民俗芸能承継事業や、チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクト等を実施 スポーツの振興 21．東京オリンピック・パラリンピック関連等事業の検討 ・2019年度にJヴィレッジを全面再開 22．Jヴィレッジ「復興シンボル」中核拠点化

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。
※赤字の項目は、平成29年度より追加されたもの。

7. 風評被害対策・放射線リスクコミュニケーション
① 風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性

（平成29年7月21日開催の風評タスクフォース資料を基に、平成30年3月時点で作成）

○ 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、これまでの取組状況の検証とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。
○ 昨年12月12日開催のタスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。本戦略に基づき関係府省庁における施策の実施を大臣指示。

強化指針1. 風評の源を取り除く

（1）世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

➢福島県産米の全袋検査において、27年産米に続き28年産米も全て基準値以内(H30.3現在)
➢福島県による水産物の放射性物質調査において、福島県海産物の全てが基準値以内 （H27.4以降）

（2）環境中の放射線量の把握と公表

➢福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、H23年11月比で約74%減少(H29.9現在)

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

（1）放射性物質に関するリスクコミュニケーション

➢関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等が連携して食品中の放射性物質に関する意見交換会等の実施(H29年度まで福島県を中心に累計800回以上)
➢「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合(H29.1)等の場で情報交換

（2）正確で分かりやすい情報提供

➢「復興フォーラムin大阪」(H29.6)、「ふくしま復興フェアin霞が関コモンゲート」(H29.9)で、農林水産物の安全性、放射線に関する正しい知識等を発信
➢「福島の今」を伝える動画の中国語（簡体・繁体）・韓国語版を作成して発信(H29.3)
➢「食品と放射能Q&A」を改訂、全国約16万部配布。HPでも公表(H30.2現在)
➢「放射線リスクに関する基礎的情報」を全国約3万部配布。HPでも公表(H30.3現在)
➢ 多言語による資料の作成（H29.10時点で更新; 英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語）

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

（1）被災地産品の販路拡大等

➢福島復興再生特別措置法の改正（H29.5.12成立、同年5.19公布・施行）
→福島県産農林水産物等の販売不振の実態調査とそれに基づく指導・助言等の措置を講ずることを位置付け
➢国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会を開催(H29.2、4、6、10)
➢生産から流通・販売に至るまで、風評払拭を総合的に支援
→（生産段階）第三者認証GAP等の取得等
→（流通・販売段階）福島県産農林水産物等の販売不振の実態調査、オンラインストアによる販売促進等
➢経済関係団体に被災地産品の利用等を要請(H30.1、2、3等)

（2）諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

➢計27か国(直近ではトルコ(H30.2))が規制を撤廃(H30.3現在)
➢諸外国の駐日大使・大使館幹部等や報道関係者に対して働きかけや情報発信を実施
→「ふくしまスイーツ賞味会」にFAO事務局長を招き、福島県産の食品の美味しさと安全性をPR(H29.5)

（3）国内外からの被災地への誘客促進

➢訪日外国人旅行者の拡大
→H29年の福島県への外国人宿泊者数は、94,000人となり、震災前(H22年)の宿泊者数(87,170人)を初めて上回る
→在外公館等において被災地自治体等による観光誘致PRの実施（H29年度）
→外国メディアによる取材（招へい18ヶ国21名，在京特派員13カ国32名：H29年度）
➢福島県への修学旅行等の回復に向けた対策の強化
→教育旅行の延べ宿泊者数は、震災前（H21年度）の5割（H27年度）から6割（H28年度）に増加
→福島県への修学旅行実施を全国の教育長、学校長等に要請(H26からの累計106回)

今後の方向性

①国内外へ正確かつ効果的に情報発信するとともに、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを継続
②福島県産農林水産物の販売不振の実態を明らかにし、国、福島県、農業関係団体が一体となって、購入促進につながる具体的な施策を実施
③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、第三者認証GAP取得支援等、被災地の食材や資材の利用拡大の推進
④首都圏等の大消費地を対象に被災地産品の販売促進を図るとともに、各府省庁も率先して被災地産品の利用を促進
⑤東北の魅力発信の強化、福島への教育旅行回復への対策など、被災地への観光誘客の一層の促進

7. 風評被害対策・放射線リスクコミュニケーション
（参考）帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）において、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ（H26.2）」に基づく取組をフォローアップし、関係省庁における取組を強化等することとしている。
- 正確で分かりやすい情報の発信、全国的なリスクコミュニケーションの継続的な展開、きめ細かなリスクコミュニケーションの強化を柱に、リスクコミュニケーションを実施。

1. 正確でわかりやすい情報の発信

①地域放射線に関する最新の科学的知見、除染の進捗や原発の状況等の情報をわかりやすく整理して国から提供

②市町村による冊子等の作成を支援

【具体例】

- 放射線リスクの基礎的情報（復興庁／関係省庁）
- 風評被害の払拭に向けて（復興庁）等

復興庁
（関係省庁）

環境省

関係省庁

2. 全国的なリスクコミュニケーションの継続的な展開

（1）国民からの電話相談

- 東京電力福島第一原発事故の状況や放射線被ばくの健康相談（規制庁、放医研）

（2）講演・研修等の実施

- 専門家による講演会、医療等における人材育成のための研修等（放医研）

（3）食品中の放射性物質に関する一般消費者に対する意見交換会の開催（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）

- 食品中の放射性物質に関する意見交換会、小学生とその保護者に対するセミナー等を実施

（4）教育現場での取組

- 小・中・高校生用の放射線副読本の作成・配布や出前授業の実施（文部科学省）
- 被災した生徒等の心のケア等を目的としたスクールカウンセラー等の活用支援（文部科学省）

【参考】原発事故による避難者に対するいじめへの対応
（平成28年12月16日文部科学省通知）

- 各教育委員会等に対して、通知を発出

3. きめ細かなリスクコミュニケーションの強化

（1）少人数によるリスクコミュニケーションの強化

- 福島県及び近隣県における少人数の住民向けセミナー等の実施（環境省）
- 市町村等による個人線量計の配布、情報提供等の活動支援（復興庁・支援T、関係省庁）

（2）地元に密着した専門人材の育成強化

- 福島県立医大等による「健康リスクコミュニケーション学講座」の支援（環境省）
- 住民の放射線に関する健康不安に対応する人材の育成（環境省）

（3）住民を身近で支える相談員によるリスクコミュニケーションの充実

- 相談員育成・配置事業において、福島県や市町村の取組を支援（復興庁・支援T）
- 「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」（いわき市）における研修会の開催や専門家の派遣等（環境省）

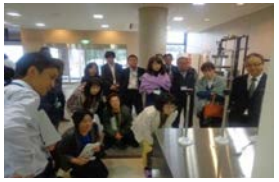

8．広域インフラの整備
①　常磐自動車道・JR常磐線の復旧状況

○常磐自動車道では、いわき中央IC～岩沼ICの４車線化事業等が進展。<u>いわき中央IC～広野ICの４車線化及びICの追加（（仮称）双葉、（仮称）大熊）について事業着手。</u>
○ＪＲ常磐線は、平成31年度末までの全線開通を目指す。

常磐自動車道

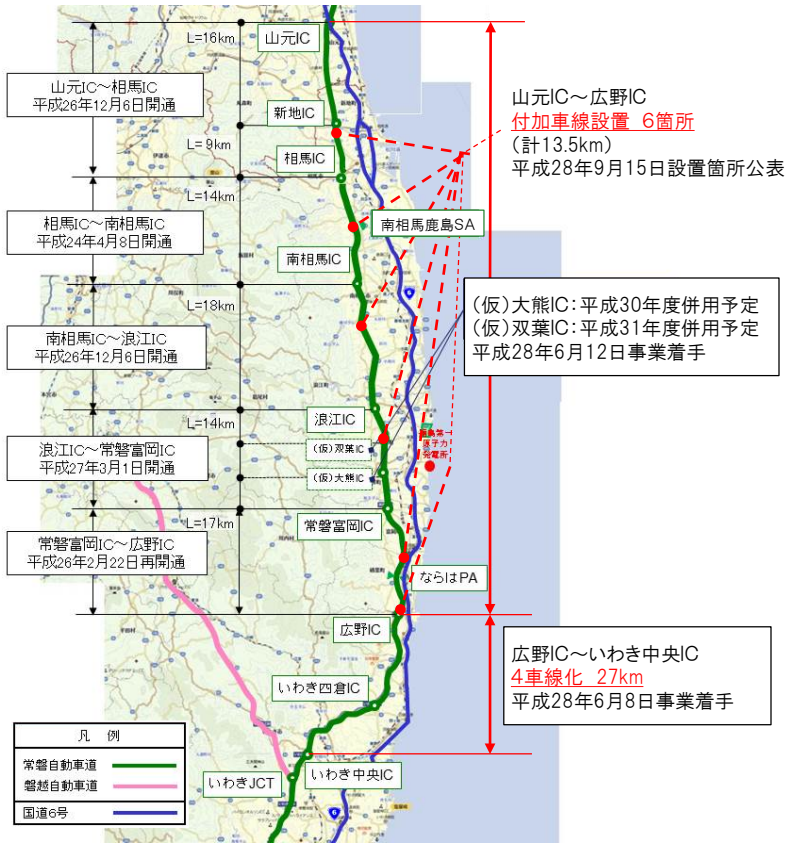

※4車線化及び付加車線設置について、復興・創生期間内の概ね5年での完成を目指す。

ＪＲ常磐線の開通の見通し

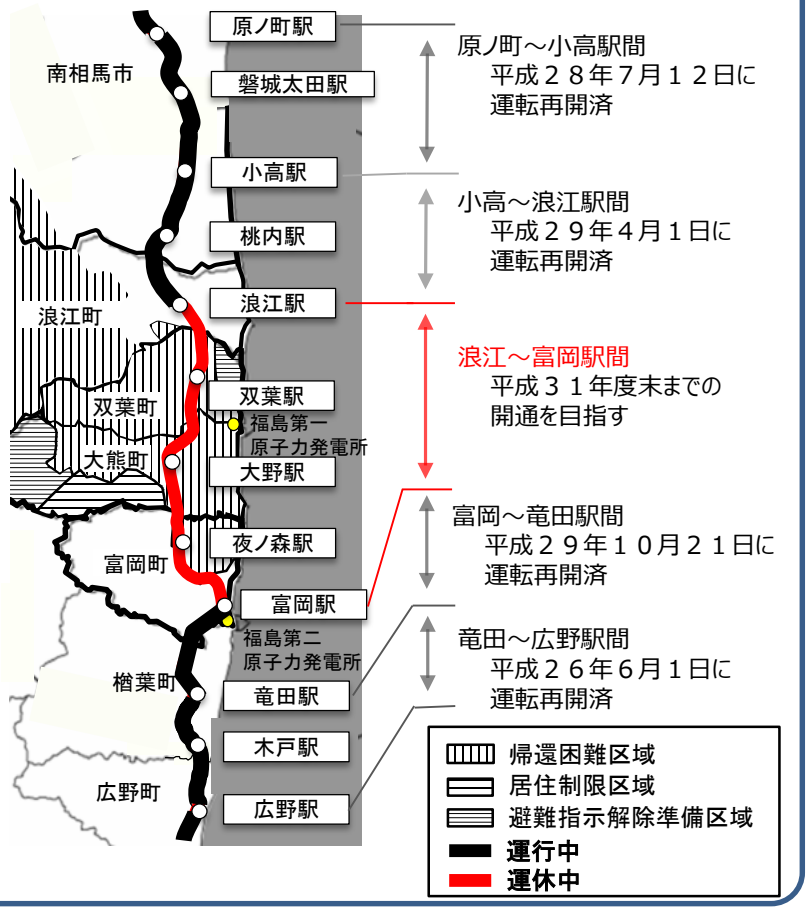

①　帰還困難区域の取扱いについて

復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合（平成28年8月31日）にて、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定。

基本的な方針

- 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
- 広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）の除染等の整備を行う。
- 市町村は県と協議の上、復興拠点等を整備する計画を策定し、国が当該計画を認定する。
- 除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- これを実現するため国は、法制度、予算等を措置する。
- 復興拠点等の整備に加え、当初復興拠点を設定しなかった地区の中長期的な復興に向け、市町村が、帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を策定した場合には、国はこれを踏まえ、中長期的な浜通りの復興のための施策につなげるものとする。

9．福島復興関連制度・政府方針
②　原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針

平成28年８月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、同年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

①　避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

〇帰還に向けた安全・安心対策
〇復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
〇平成29年３月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

②　帰還困難区域の復興への取組

〇帰還困難区域における特定復興拠点等の整備（国の負担において行うことを位置付け）
〇長期避難者への支援

③　新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

〇双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
〇復興拠点等の整備等の加速

④　事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

〇福島相双官民合同チームの体制強化
〇事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
〇風評被害対策等
〇農林業賠償等

⑤　廃炉・汚染水対策

⑥　国と東京電力の役割

9. 福島復興関連制度・政府方針
③ 福島復興再生特別措置法概要

（施行：平成24年３月31日、改正：平成25年５月10日、平成27年５月７日、平成29年５月19日）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針（平成24年７月13日閣議決定、平成29年６月30日改定）

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
（方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等）

（赤字は平成29年法改正事項）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

避難解除等区域
国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

帰還困難区域
市町村長が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施
①県等が管理する道路等の工事を国が代行
②公共施設の清掃等を国が直轄で実施
③事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置

①一団地の復興再生拠点整備制度の活用
②帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他

福島相双復興推進機構への国の職員の派遣（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人の指定

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置
・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、
・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
・特に、福島国際研究産業都市区域において、以下の法律上の特例を措置（「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化）
①中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免
②ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用

その他

①農林水産物等の販売の実態調査等（風評払拭への対応）、いじめ防止対策の実施　等
②原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置

④　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（概要）

1　特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。内閣総理大臣の認定を受けた場合、計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）すること等を可能とする。

2　官民合同チームの体制強化

- 官民合同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま派遣できること等を可能とする。

3　「福島イノベーション・コースト構想」推進

- 「福島イノベーション・コースト構想」に係る取組を推進する区域や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。

4　風評払拭への対応

- 福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

9．福島復興関連制度・政府方針
⑤　福島復興再生基本方針改定（概要）

＜経緯＞

- 福島復興再生特別措置法第５条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、平成29年５月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針を改定（平成29年6月30日閣議決定）。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第６次提言」（平成28年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

＜概要＞

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

各取組の概要

※**赤字**は平成29年の法改正に伴うもの

●避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、**福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）**
●特定復興再生拠点区域復興再生計画	**・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）**
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、**いじめの防止のための対策**、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
●原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、**商品の販売等の不振の調査等（風評対策）**、職業指導等、観光振興等
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・**福島イノベーション・コースト構想**、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新エネ社会構想に係る取組の推進等
●関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
●その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、**地域公共交通網の形成支援**等 ・国、県及び市町村間の連携等

9. 福島復興関連制度・政府方針
⑥　特定復興再生拠点区域復興再生計画

○ 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
○ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例　（双葉町）】

①市町村が計画を作成
↓
②内閣総理大臣による計画認定
↓
③計画に基づく整備事業の実施
↓
④（計画認定から5年を目途）整備が概ね終了、避難指示解除へ

■計画の認定基準

項　目	内　容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

9. 福島復興関連制度・政府方針

⑦　子ども・被災者支援法の概要、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

1　法の目的及び経緯

○　与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立。
○　被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法（主に自主避難者を対象）。

2　支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を講ずべき地域である「支援対象地域（20mSv未満で一定の基準以上の地域）」として、基本方針（H25.10.11閣議決定）において、次の通り設定。

支援対象地域：
原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）」を設定。

立法時には、
・線量数値でコミュニティを分断してはならない
・地域の実情に合わせて区域を決めるべき
・多様な事情を総合的に勘案して決めるべき
などの議論があり、「一定の基準」は法定せず、政府が基本方針の中で定めることとされた。

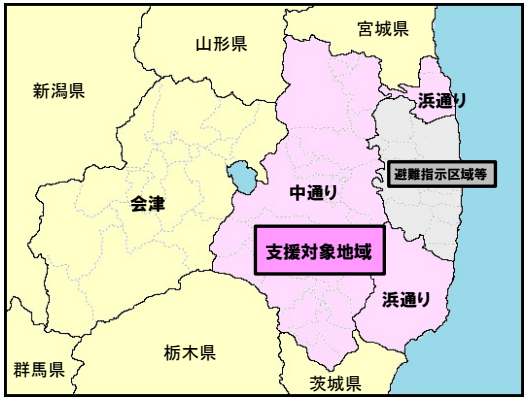

3　基本方針改定（H27.8.25閣議決定）

◆改定の趣旨
福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容
○　支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
○　一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

（参考）　子ども被災者支援法関連の施策
・放射線による健康への影響調査
・民間団体を活用した被災者支援
・住宅の確保に関する支援
・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持　等